

大阪市水道局告示第19号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

令和7年4月1日

大阪市水道局長 坂本篤則

1 担当部局

〒541-0053 大阪府中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館9階
大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループ
電話 06-6484-7356

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

逆止弁付メータパッキン 25mm 30,000個

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 令和7年12月26日(金)

(4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「45:その他材料」で登録していること

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ。)に行えば

当該審査を行う。

ただし、令和7年4月15日(火)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

4 入札説明書等の交付場所等

(1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先

大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ。）

(2) 入札説明書等の交付方法

公告の日から令和7年4月15日(火)まで無償により交付する（ただし、本市の休日を除く。）。

(3) 入札参加申請書等の受付期間

公告の日から令和7年4月15日(火)午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）

(4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

〒559-8558 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟9階
大阪市水道局総務部管財課
電話 06-6616-5462

6 入札執行の日時等

(1) 入札書受付期間

ア 電子による場合

令和7年7月9日(水)から同月10日(木)までの午前9時から午後5時まで

イ 紙による場合

令和7年7月11日(金)午前11時から午前11時30分まで

ただし、大阪市水道局契約規程（昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号。以下「契約規程」という。）第23条第2項に規定する郵便等による入札の場合

は令和 7 年 7 月 10 日(木)午後 5 時までには必着のこと

(2) 開札予定日時 令和 7 年 7 月 11 日(金)午前 11 時 30 分

(3) 開札場所

ア 電子による場合 システム上とする。

イ 紙による場合

大阪市中央区本町 1 丁目 4 番 5 号 大阪産業創造館 11 階

大阪市契約管財局入札室

7 入札保証金等

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の 100 分の 3 以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10（軽減税率対象物品の買入については 100 分の 8）に相当する額を加算した金額（単価契約にあつては、落札金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、落札金額を 1 年当たりの額に換算した額）の 100 分の 3 に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第 34 条第 1 項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を令和 7 年 4 月 15 日(火)午後 5 時までには受付場所に、指定した方法にて必着のこと

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなけれ

ばならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第26条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) この調達は、大阪市水道局が承認した資材供給業者が製造する物品（以下、「物品」という。）を購入するものであり、未だに承認を受けていない物品により納入しようとする場合は、水道局が令和7年4月15日までに当該物品の承認申請を受け付け、かつ、同年6月11日までに承認した物品に限り納入することができる（ただし、審査期間は約8週間を見込んでいる。）。

(3) 落札の決定から契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき、又は、契約規程第30条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適當であると認められるときは、契約の締結を行わないものとする。

(4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Check valve with meter packing 25mm 30,000 units

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:

5:00PM, 15 April 2025

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 9 July 2025 to 5:00PM, 10 July 2025

② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 11 July 2025

③ by post: 5:00PM, 10 July 2025

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,

The City of Osaka 4-5 Osaka Sangyo Sozokan 9th Floor, Honmachi

1-chome, Chuo-ku, Osaka 541-0053, TEL06-6484-7356

(We accept applications that are presented in Japanese only.)

(水道局総務部管財課)